

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和8年3月9日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

イノベーション京都2026投資事業有限責任組合

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	イノベーション京都2026投資事業有限責任組合
所在地	京都府京都市左京区吉田本町36-1
無限責任組合員	京都大学イノベーションキャピタル株式会社
所在地	京都府京都市左京区吉田本町36-1
設立年月日	2014年12月22日
資本金	35百万円
出資者	国立大学法人京都大学（議決権割合100%）
役職員の構成	代表取締役1名、取締役4名（京都大学役職員以外の社外取締役4名）、支援・投資委員会7名（京都大学役職員を含まず、社外取締役4名を含む）
組織図	添付資料のとおり
役職員の業績評価の基準	目標管理及び行動評価により業績評価を実施する。目標管理は期初に定めた個人目標の達成状況、行動評価はあらかじめ定められた各役職の等級に求められる行動基準を基に、これらを総合して期末に評価を行う。
役職員の報酬の水準	役職員の報酬は、職制・能力給及び業績給で構成される基本給として支給される。職制・能力給は、職員の職務の内容及び責任の度合、能力等に基づいて決定する。業績給は、役職員の前年度実績評価に基づいて決定する。

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

① 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な額及びその調達方法

【無限責任組合員】

京都大学イノベーションキャピタル株式会社 5億円

【有限責任組合員】

国立大学法人京都大学 : 60億円～80億円

その他民間企業 : 120億円

※金額はいずれも予定額。京都大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要。

※国立大学法人京都大学は令和7年12月19日に国際卓越研究大学の認定候補となり、1年以内に体制強化計画案の磨き上げを実施した上で認定・認可の手続きを経る予定である。なお、認定が得られなかった場合、京都大学は20億円となる。

② 特定研究成果活用支援事業の概要

京都大学および他の国立大学等の研究成果を活用する未上場スタートアップ企業を支援の対象とする。また、これらの投資対象企業へ投資を行うVCファンドも投資の対象とする。なお、京都大学以外の国立大学等の研究成果を活用する未上場スタートアップ企業への投資総額は出資コミットメント総額の15%以下、VCファンドへの投資総額は出資コミットメント総額の10%以下とする。

業種を限定せず、幅広い学問分野の知に対し起業および事業化の機会を提供する。

最初の支援の決定を行ってから5年～10年程度で事業化が見込まれ、ファンドの存続期間内に、当社が保有する対象事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれる未上場企業を支援対象とし、初回投資時点においてシード・アーリーステージにある企業を中心とする。

③ 特定研究成果活用支援事業における助言・支援、資金供給

【実施予定の助言・支援の内容】

- ・会社設立の相談
- ・経営人材の探索
- ・事業計画や資本政策の作成支援
- ・社外取締役派遣による経営支援
- ・民間VCや金融機関紹介によるファイナンス支援
- ・仕入先・販売先開拓の支援
- ・知財・法務・会計・税務に関するアドバイザー紹介
- ・戦略的提携先やEXIT先開拓の支援

【資金供給】

投資事業有限責任組合を通じて、支援先の事業計画に基づいたマイルストーン投資を行う。投資手法として、普通株式、種類株式、転換社債型新株予約権付社債、US-

SAFE、J-KISS 等を用い、投資関連契約を締結することで投資先企業との意向をすり合せ、合意形成のプロセスの明確化を図り、円滑な事業推進とファンド資産の不当な毀損の回避を図ることを前提とする。

④ 支援対象事業者が満たすべき基準

(ア) 京都大学及び他の国立大学等の研究活動から生まれる成果を活用して新たな需要や市場といった社会的価値を創出することが期待されるものであること。

(イ) 我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。

(ウ) 京都大学の学術研究の進展に資するものであること。

(エ) 国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズに対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。

(オ) 支援決定を行ってから 5 年～10 年程度で事業化が見込まれ、その後当社の運営するファンドの存続期間内に、保有する対象事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。

(カ) 対象事業者に対して、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われること等、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等との協力が見込まれること。

(キ) 対象事業者を投資対象とする VC ファンドであること。

⑤ 支援の内容が満たすべき基準

(ア) 政策目的を踏まえ、適切な分散投資を行うものであること。

(イ) 民間のベンチャーキャピタルの業界慣行を不当に無視した条件で投資を行う等、民業を妨げるようなことがなく、さらに民間のベンチャーキャピタルが投資できないステージにおいて単独で投資する際も、以後のステージで民間のベンチャーキャピタルから投資を受けやすい投資スキームで投資を行うこと。

(ウ) 対象事業者が策定する事業化に向けた計画（以下「事業化計画」という。）の内容について、対象事業者との間で認識を共有すること。

(エ) 対象事業者の経営資源が、資金調達に過度に割かれることを極力回避し、また資金繰り不安を極力取り除くため、事業化計画に基づいて、民間からのリスクマネーの調達が可能になるステージを想定したマイルストーンを設定することを促すこと。

(オ) 対象事業者に対する支援の計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分に検討すると共に、支援決定後は、積極的に経営指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。

(カ) 対象事業者に対する支援が、主として当社の運営するファンドを通じて直接行うものであること。なお、他者の運営するファンドへ出資を行うのは、対象事業者を

主たる投資対象としている場合に限る。

- (キ) 前号に定める他社の運営するファンドへ出資する場合は、当該ファンドが、当社が達成を目指している政策目的を踏まえて適切に投資を行うことを明確にさせ、必要があると認めるときは説明を求めること等、適切にフォローアップを行う。
- (ク) 対象事業者の財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握することにより、事業年度ごとに事業計画の進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (ケ) 対象事業者への支援が、京都大学や他の国立大学等その他の関係者との適切な役割分担の下で行われるものであること。
- (コ) 新しく起業することを支援できる人材を将来にわたって育成するものであること。
- (サ) 研究者の自主性を尊重するとともに、京都大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (シ) 中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないものであること。

⑥ 京都大学との連携体制

京都大学成長戦略本部が中心となって行う以下の各種活動に対し、事例提供・人材派遣などを通じて支援を行う。

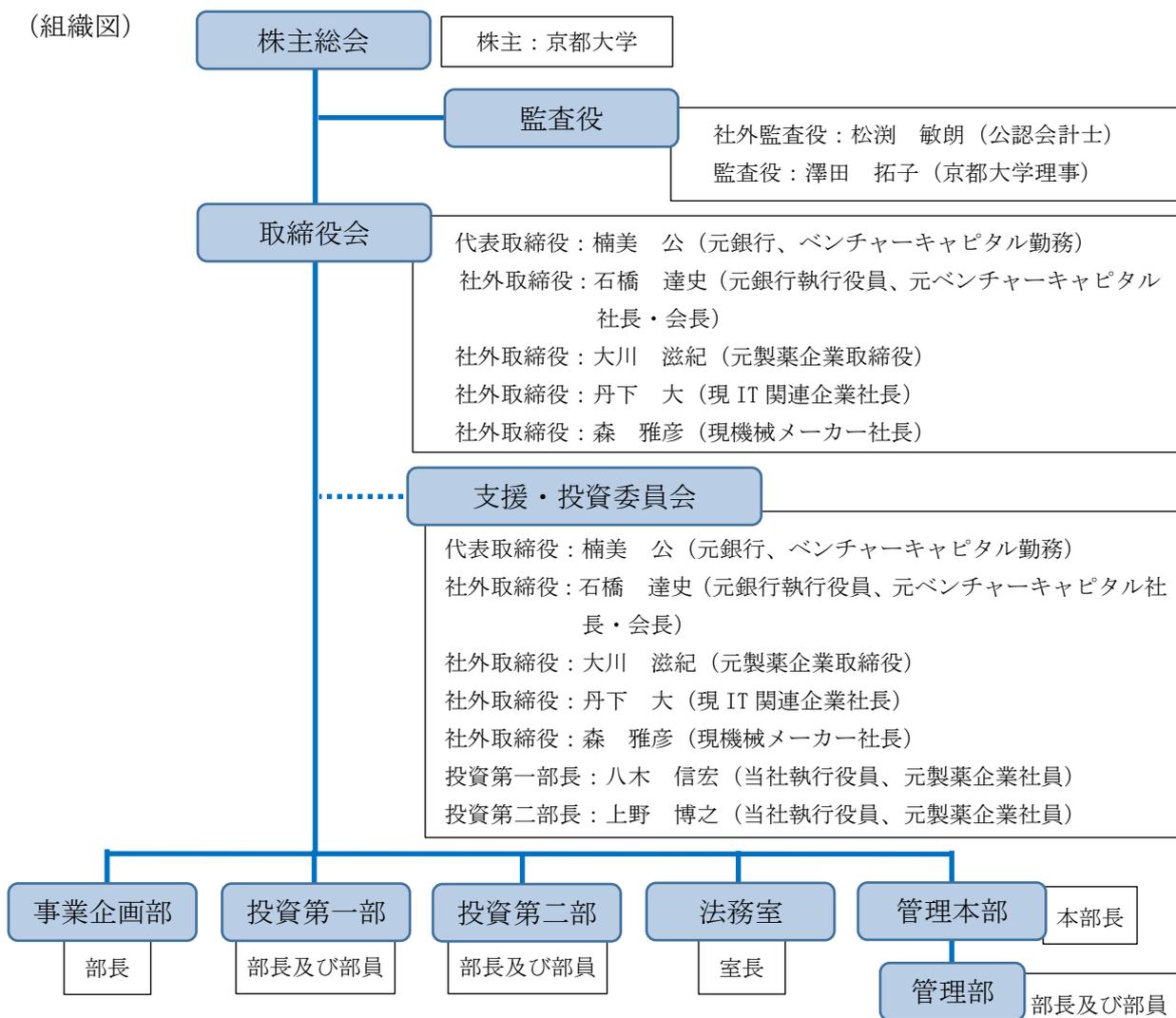
- ・ 京都大学関係者への起業教育と人材育成
- ・ 起業相談・事業化支援の実施
- ・ ベンチャーキャピタリスト育成とグローバル対応
- ・ 研究成果・JV候補の発掘と産学連携強化
- ・ 投資検討時の技術評価・コンサル支援
- ・ 京都大学の知財活用（実施許諾契約）
- ・ 国・大学との意見交換と外部評価による改善
- ・ 出資者への説明と情報公開で透明性確保

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

イノベーション京都 2026 投資事業有限責任組合の組成日から起算して 15 年間とする。ただし、総有限責任組合員の出資口数の合計の 3 分の 2 以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の同意を得たうえで、かかる期間の満了日の翌日からさら 2 年間を限度として、本契約期間を延長することができる。

(組織図)

(組織図)



※ファンド管理業務は外部委託